

附 則 （昭和三七年二月三日文部省令第 四号）	附 則 （平成一六年九月三〇日文部科学 省令第四一号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和四〇年二月五日文部省令第 三号）	附 則 （平成一九年三月三〇日文部科学 省令第五号）抄
この省令は、昭和四十年四月一日から施行す る。	この省令は、平成一六年九月三〇日文部科学 省令第五号）抄

附 則 （昭和四五年二月二六日文部省令 第二号）	第一 条 この省令は、学校教育法等の一部を改正 する法律（以下「改正法」という。）の施行の 日（平成十九年四月一日）から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和四六年二月八日文部省令第 三号）	附 則 （平成一九年二月一八日文部省令 第四号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和五二年三月一七日文部省令 第二号）	附 則 （平成二一年三月三一日文部科学 省令第一〇号）
この省令は、昭和五十八年一月二十三日から 施行する。	この省令は、平成二十二年三月三一日文部科学 省令第一〇号）
附 則 （昭和五九年五月一七日文部省令第 三号）	第二条 この省令は、統計法の施行の日（平成二 十一年四月一日）から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）
附 則 （平成八年三月二十五日文部省令第 三号）	附 則 （平成二一年三月三一日文部科学 省令第一七号）抄
この省令は、平成十二年四月一日から施行す る。	この省令は、平成二十二年三月三一日文部科学 省令第一七号）抄
附 則 （平成一〇年一月一七日文部省 令第三八号）抄	第三条 第二条の規定による改正前の学校保健統 計調査規則第十一条の規定により作成された電 子的記録の保存については、なお従前の例によ る。
この省令は、平成十一年四月一日から施行す る。	（施行期日）
附 則 （平成一二年三月二七日文部省令 第二二号）抄	附 則 （平成二九年三月三一日文部科学 省令第二二号）
この省令は、平成十二年四月一日から施行す る。	この省令は、平成二九年三月三一日文部科学 省令第二二号）
附 則 （平成一二年一〇月三一日文部省 令第五三号）抄	この省令は、地域の自主性及び自立性を高め るための改革の推進を図るために関係法律の整 備に関する法律の施行の日（平成二十九年四月 一日）から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一二年一〇月三一日文部省 令第五三号）抄	この省令は、情報通信技術の活用による行政 手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政 運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一六年一月九日文部科学省 令第二号）	（施行期日）
この省令は、平成十六年四月一日から施行す る。	（施行期日）

等における情報通信の技術の利用に関する法律
等の一部を改正する法律の施行の日から施行す
る。